

# 小型特殊自動車(農耕作業用を含む)をお持ちの方へ

## 1.特殊自動車とは

特殊自動車は、道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型特殊自動車に分類され、次のように分かれています。


①農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
②その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車等)

## 2.小型と特殊自動車と大型特殊自動車の違い

①農耕作業用は最高速度によって小型特殊・大型特殊に分類されます。

乗用装置があり,最高速度が35km/時 未満	小型特殊自動車[軽自動車税(種別割)の申告]
乗用装置があり,最高速度が35km/時 以上	大型特殊自動車[固定資産税(償却資産)の申告]

②その他は大きさと最高速度によって小型特殊・大型特殊に分類されます。

車両の長さ4.7m以下		すべての要件の範囲内であれば小型特殊自動車 [軽自動車税(種別割)の申告]
車両の幅1.7m以下		要件を1つでも超えるならば大型特殊自動車 [固定資産税(償却資産)の申告]
車両の高さ2.8m以下		
最高速度 時速15km以下		

**●小型特殊自動車(農耕作業用を含む)をお持ちの方は公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象となりナンバープレートの登録が必要となります。**

## 3.ナンバープレートの交付申請に必要なもの

・新納税義務者の顔写真付身分証明書  
(届出が代理人であれば代理人の顔写真付身分証明書も必要です)

・販売証明書もしくは譲渡証明書・廃車証明書

・車両カタログまたは写真

※法人または事業所名での登録の場合、代表者印が必要となります。

※住民票が彦根市にない方につきましては、住民登録地の確認書類(運転免許証等)が必要となります。